

# 農林漁業体験民宿業を行う施設の営業許可に係る施設基準の取扱要領

## 第1 目的

この要領は、食品衛生法施行条例（平成12年福井県条例第10号。以下「条例」という。）第3条ただし書の規定による食品衛生法施行細則（昭和45年福井県規則第1号。以下「細則」という。）第6条第2号に規定する農林漁業体験民宿業（以下「農林漁業体験民宿業」という。）を行う施設における食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可（以下「営業許可」という。）に係る施設基準の緩和に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この要領において、「農家民宿等」とは、農林漁業体験民宿業を行う施設をいう。

## 第3 緩和の対象

条例第3条ただし書に規定する知事が公衆衛生上支障がないと認める農家民宿等は、「農家民宿等の申請に係る事前確認取扱要領（農林水産部中山間農業・畜産課）」に基づく事前確認を受けた農家民宿等であって、次に掲げる施設をいう。

- (1) 1日当たりの宿泊人数が概ね10人以下である施設
- (2) 営業者およびその同居の家族により調理が行われる施設

## 第4 施設基準の緩和の内容

施設基準の緩和の内容は次のとおりとする。

- (1) 既存の調理場を使用することができる。
- (2) 手洗い設備の設置を要しない（洗浄設備等の水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であり、手指を消毒する薬品を入れた容器を備え、適正な手洗いの実施が可能である場合に限る。）。

## 第5 留意事項

- 1 農家民宿等を営もうとする者が営業許可を受けようとする場合には、営業許可申請書（細則様式第1号）に「農家民宿等事前確認書」の写しを添えて、当該農家民宿等の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。
- 2 保健所長は、営業許可に当たって次に掲げる条件を付す。
  - (1) 年1回、保健所が行う衛生講習を受講すること。
  - (2) 魚介類を原材料とした生食用食品を提供する場合には、事前に保健所の指導を受けること。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、農家民宿等に係る施設基準に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成17年11月25日から施行する。

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

改正前の要領に基づき施設基準の緩和の適応を受けている営業許可については、改正前の食品衛生法第52条第3項の有効期間の満了日までの間に限り、なお、従前の例による。